

北広島市告示第77号

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり告示する。

令和6年5月10日

北広島市長 上野 正三

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務名 産業集積に係る可能性及びニーズ調査業務委託
- (2) 業務の内容等 募集要項及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年1月31日まで
- (4) 本件委託業務に係る委託料の上限額
6,930,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号）第4条第2項に規定する令和5・6年度における北広島市物品購入等競争入札参加資格者名簿において「調査製作」に登録されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。
- (3) この公告の日から公募期間が終了するまでの期間において、北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年3月2日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（2の再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律

第 86 号) 第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。) 又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社 (以下「更生会社等」という。) である場合を除く。

(ア) 親会社 (会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア)、(イ) と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 北広島市暴力団の排除に関する条例 (平成 26 年条例第 4 号) に抵触しない者であること。

(7) 令和 6 年 4 月 1 日現在において、北海道内に事業所又は事務所を有すること。

※事業所又は事務所とは、本店、支店、支社又は事務所を有すること。

(8) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間において、市町村の産業用地等の可能性検討に係る調査業務又は類似業務を履行した実績があること。

3 選定方法

提出された提案書を基にヒアリングを実施し、募集要項「提案書の評価項目」に基づき審査・評価を行い、最も適した者を選定する。

4 手続等

募集要項による。